

内閣府、総務省、財務省、  
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第二号  
経済産業省、国土交通省、環境省

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年  
建設省  
運輸省、郵政省、労働省、令第一号）第三条第四項  
総理府、大蔵省、文部省、  
厚生省、農林水産省、通商産業省、

の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定  
める業種を定める件（平成二十六年三月文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第一号）の一部を次の  
内閣府、総務省、財務省、  
経済産業省、国土交通省、環境省

ように改正する。

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 山本 早苗

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 松野 博一

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 山本 有二

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 山本 公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき 財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件</p> <p>対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年 総理府、大蔵省、厚生省、農林水産省、建設省、郵政省）</p> <p>省、文部省、通商産業省、労働省、令第一号）第三条第四項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表第一及び別表第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種（別表第一に掲げる業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。）と定め、平成二十六年四月一日から適用し、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十年 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号）は、同日から廃止する。</p> <p>別表第一</p> <p>一 次に掲げる物の大分類E―製造業</p> <p>イ 武器又は武器の使用を支援するための活動（輸送、通信、補給、救援又は搜索を含む。）若しくは武力攻撃に対する防衛のために特に設計した物</p> <p>ロ 「略」</p> <p>ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しよ</p>	<p>対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき 財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件</p> <p>対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年 総理府、大蔵省、厚生省、農林水産省、建設省、郵政省）</p> <p>省、文部省、通商産業省、労働省、令第一号）第三条第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表第一及び別表第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種（別表第一に掲げる業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。）と定め、平成二十六年四月一日から適用し、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十年 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号）は、同日から廃止する。</p> <p>別表第一</p> <p>一 次に掲げる物の製造業</p> <p>イ 武器又は武器の使用を支援するための活動（輸送、通信、補給、救援若しくは搜索を含む。）若しくは武力攻撃に対する防衛のために特に設計した物</p> <p>ロ 「略」</p> <p>ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しよ</p>

う体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

ニ・ホ 「略」

二 前号イからホまでに掲げる物の小分類九〇一―機械修理業（電気機械器具を除く）及び小分類九〇二―電気機械器具修理業

三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業

四 細分類〇五一九―その他の金属鉱業（核原料物質に係るものに限る。）

五 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物の大分類E―製造業

六 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいづれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからへまでに掲げる業種

- イ 大分類E―製造業
- ロ 小分類三九一―ソフトウェア業
- ハ 小分類七一一―自然科学研究所

う体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。以下同じ。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

ニ・ホ 「略」

二 前号イからホまでに掲げる物に係る機械修理業

三 第一号イ又はロに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業

四 人工衛星、ロケット又はこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業

五 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の二から四までの項に掲げるものの製造業

六 輸出貿易管理令別表第一の五の項（三）、（五）から（八）まで、（十四）、（十六）若しくは（十八）、六の項（一）から（四）まで、（六）若しくは（七）、七の項（一）、（六）、（七）、（九）若しくは（十六）から（十九）まで、八の項の中欄、九の項（一）、（三）若しくは（六）から（十一）まで、一〇の項（一）から（四）まで、（六）、（七）、（九）若しくは（十一）、一二の項（一）、（二）、（五）若しくは（六）、一三の項（五）又は一五の項の中欄に掲げるものの製造業

- 〔新設〕
- 〔新設〕
- 〔新設〕

二 小分類七四三―機械設計業  
 六 小分類七四四―商品・非破壊検査業  
 〽 小分類七四九―その他の技術サービス業  
 備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の分類表に従っている。

別表第二

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[削除]	[削除]	[削除]	[削除]
鉱業、採石業、砂利採取業製造業	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[削除]	[削除]	[削除]	[削除]
	[略]	[削除]	[削除]	[削除]
	[略]	[削除]	[削除]	[削除]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第三

細分類

[新設]  
 [新設]  
 [新設]  
 [新設]

別表第二

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	金属鉱業	0519	その他の金属鉱業	ただし、核原料物質に限る
鉱業、採石業、砂利採取業製造業	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	船舶製造	3131	船舶製造・修理業	ただし、武器産業、原子力産業に係るものに限る
	・修理業 船舶用機 関製造業	3132	船体ブロック製造業	
[略]	[略]	3133	舟艇製造・修理業	
[略]	[略]	3134	船舶用機関製造業	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第三

細分類



## 附 則

(適用期日)

- 1 この告示は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十八号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表第一から別表第三までの規定は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う対内直接投資等（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に行う対内直接投資等については、なお従前の例による。